平成２９年（フ）第５４３号
栃木県日光市荊沢645番地24、前住所栃木県日光市森友1080番地20
債務者　福田　春美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後２時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３８１号
東京都小平市学園東町１丁目４番５―404号
債務者　佐藤　光男
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５２４３号
大阪府枚方市村野南町２番５―401号、前住所大阪府枚方市村野南町１番１―407号
債務者　阿比留哲也
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２８７号
大阪市旭区中宮３丁目13番21―602号
債務者　鵜藤　浩史
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３８７号
大阪府東大阪市中石切町５丁目３番25号　イフ・コート　301、前住所大阪府枚方市東香里元町15番36号
債務者　山﨑あゆみ（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３９６号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―822号、前住所大阪市此花区伝法３丁目12番３号
債務者　中村富美子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４０８号
大阪市西成区千本南１丁目13番３号　シャイン廣瀬　310号
債務者　松尾紀代美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１２号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目７番26―401号
債務者　山口　利治
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４４８号
大阪府茨木市宇野辺２丁目12番14号
債務者　中西　摩衣
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５３号
大阪市東淀川区豊里７丁目６番５号　ボヌールアヴニール　102号
債務者　石黒　夏樹
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９１号
大阪市阿倍野区播磨町２丁目４番２号
債務者　堀之内公子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５１９号
大阪市城東区野江２丁目３番９号　202
債務者　水落えみ子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第４１号
大阪府岸和田市荒木町１丁目26番22号、前住所大阪府岸和田市南町９番17―613号
破産者　徳永　和男
1　破産債権の届出期間　平成30年１月17日まで
2　一般調査期日　平成30年３月12日午後１時30分
平成29年12月18日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
大阪府和泉市伏屋町１丁目２番33号
破産者　株式会社ビッグリバーホーム
1　破産債権の届出期間　平成30年１月18日まで
2　一般調査期日　平成30年３月５日午後１時30分
平成29年12月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６５８号
広島市安佐南区緑井６丁目33番36号
破産者　吉田　節男
1　破産債権の届出期間　平成30年１月18日まで
2　一般調査期日　平成30年２月20日午前11時
平成29年12月19日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１号
秋田県能代市二ツ井町字中坪32番地
破産者　有限会社ほそかわ
1　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
2　一般調査期日　平成30年２月15日午前11時
平成29年12月20日　秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第２７０号
岐阜県郡上市八幡町島谷1446番地１
破産者　山ちゃん工業通信こと　山内　一也
1　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
2　一般調査期日　平成30年２月27日午前10時20分
平成29年12月20日　岐阜地方裁判所